

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令及び納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	個人	民営化に反対します。郵政民営化されてから郵便サービスの質低下が著しいです。公共サービスを民間委託するのはやめてください。その分公務員を雇ってください。	本件改正案の内容に対する具体的な賛成又は反対の理由は明らかではありませんが、本件改正は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令第1条、納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令第1条に基づく掲示の方法について、書面で掲示するとともにウェブサイトへの掲載により公表しなければならないこととするものです。	なし

【意見提出 1件】